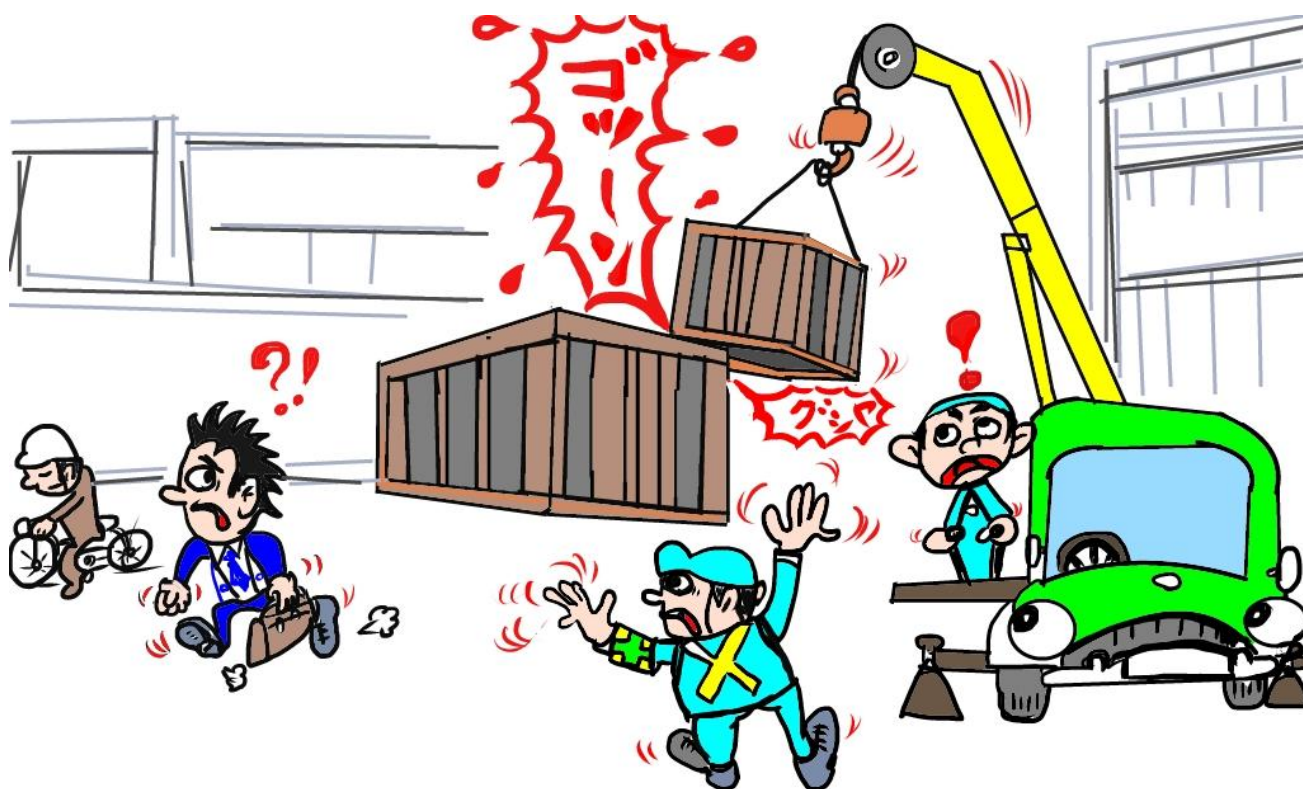


[災害事例] クレーンの吊荷が道路上の積荷と衝突、破損

[事故発生状況]

事故が発生した日は朝から暑い夏の日であった。事故は都内の14階建マンション新築工事現場で発生した。作業員Aはトラックで搬送されてきた工事用部品をトラックに備え付けのクレーンを用いて荷卸しする作業の玉掛を担当していた。



誘導員配置・玉掛教育等を要する

現場は片側2車線のメイン道路に面しており、荷卸しはメイン道路を横に入り込んだ、車道と歩道の区別が無い、幅6メートルの道路の工事現場側の端で行っていた。

最初に下した積荷は一遍が2mの立方体状で透かし箱状に梱包されていた。次に、もう一つの同形状の荷を最初の荷の横に置こうとして、当該荷を吊卸す作業中に事故が発生した。

作業員 A はクレーンを操作していたトラック運転手に合図をして吊荷を誘導していたが、荷を置く場所が道路上で、歩行者が多いため、直前に置いた積荷部品との距離をなるべく小さくしようとした。また、真夏の直射日光下での作業に加え、比較的交通量の多い道路上であったので早くこの作業を済ませたい気持ちがあり焦っていた。

クレーンの吊荷が地上 0.5m 程度まで降りてきたとき、たまたま通りかかった歩行者に作業員 A は気を取られ、クレーン吊荷と先行して置いていた積荷部品から注意が逸れ、荷同士が接触し、先行して置いていた積荷中の部品を損傷してしまった。この結果、先行して置いていた積荷中の部品は補修が必要となり、新築工事の工程に影響を与えた。

〔事故発生原因〕

原因としては、道路上での荷卸し作業のため、周囲の歩行者、通行車両に気をとられたこと、交通に配慮したため、当該荷物との間隔を過小に設定したこと、などがある。なお、作業員 A は玉掛の業務に関する特別教育を受講していなかった。

〔再発防止対策〕

この災害を受けて、当該マンション新築工事を担当する建築会社の事業者は、同種災害を防止するため、該当作業員に、「つり上げ荷重が 1 トン未満のクレーンの玉掛の業務に関する特別教育」（労働安全衛生法第 59 条第 3 項並びに労働安全衛生規則第 36 条第 19 号に規定されている）を受講させ、修了証を発行すると共に、クレーン作業の作業手順書を作成し、その作業手順書に関して教育を行うことにした。

また、路上作業現場では、車両、歩行者等の通行の安全を確保するための交通誘導警備員を配置することにした。

因みに、東京技能者協会では、『玉掛業務の特別教育講習』を実施していますので、未受講者は、是非、受講修了されることをおすすめします。

(以上)

《一般社団法人東京技能者協会／一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部》